

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大磯町職員の給与に関する条例（昭和30年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 大磯町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の112.5」を「100分の120.0」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120.0」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄